

# 官報 号外

平成二十六年四月十七日

## ○第一百八十六回 衆議院会議録 第十九号

平成二十六年四月十七日(木曜日)

議事日程 第十二号

平成二十六年四月十七日

第一 都市再生特別措置法等の一部を改正する

法律案(内閣提出)

第二 地域公共交通の活性化及び再生に関する

法律案(内閣提出)

第三 東日本大震災復興特別区域法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第四 原子力損害賠償支援機構法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第五 重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上

での協力の強化に関する日本国政府とア

メリカ合衆国政府との間の協定の実施に

関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 都市再生特別措置法等の一部を改正

する法律案(内閣提出)

日程第二 地域公共交通の活性化及び再生に

する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 東日本大震災復興特別区域法の一部

を改正する法律案(東日本大震災復興特別委

員長提出)

○議長(伊吹文明君) これより会議を開きます。  
午後零時十二分開議

日程第一 都市再生特別措置法等の一部を改

正する法律案(内閣提出)

日程第二 地域公共交通の活性化及び再生に

関する法律の一部を改正する法律案(内閣

提出)

○議長(伊吹文明君) 日程第一、都市再生特別措

置法等の一部を改正する法律案、日程第二、地域

公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改

正する法律案、右両案を一括して議題といたし

ます。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長梶山

弘志君。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

及び同報告書

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の

一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(梶山弘志君登壇)

○梶山弘志君 ただいま議題となりました両法律

案につきまして、国土交通委員会における審査の

経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、都市再生特別措置法等の一部を改正する

法律案について申し上げます。

本案は、住宅及び医療施設、福祉施設、商業施

設その他の居住に関連する施設の立地の適正化を

図るため、都市の居住者の居住及びこれらの施設

の立地を一定の区域に誘導するための市町村による立地適正化計画の作成について定めるとともに

、同計画に記載された居住に関連する誘導すべ

(賛成者起立)

○議長(伊吹文明君) それでは、採決を行います。

まず、日程第一につき採決をいたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を



官報(号外)

重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔柴山昌彦君登壇〕

○柴山昌彦君　ただいま議題となりました、重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、日本国政府及びアメリカ合衆国政府が、日米査証免除制度のもとで安全な国際的な渡航を一層容易にしつつ、両国の国民の安全を強化するため、重大な犯罪を防止し、及び捜査することを目的として、相互に必要な指紋情報等を交換するための枠組みを定めた。重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を締結することに伴い、その実施に関し、アメリカ合衆国に入国した特定の者に係る指紋情報が照合用電子計算機に記録されているか否か等について合衆国連絡部局から照会を受けた場合の措置等を定めるものであります。

本案は、去る四月九日本委員会に付託され、十日古屋国家公安委員会委員長から提案理由の説明を聴取しました。次いで、昨十六日、質疑を行い、質疑終局後、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、採決をいたしま

す。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多數。したがつて、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

○議長(伊吹文明君) 本日予定されておりました議事はこれにて終了いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十六分散会

出席國務大臣

經濟産業大臣	茂木 敏充君
國務大臣	太田 昭宏君
國務大臣	根本 匠君
國務大臣	古屋 圭司君
國務大臣	工藤 彰三君
國務大臣	青山 周平君
國務大臣	門 博文君
國務大臣	佐藤 正夫君
國務大臣	佐藤 正夫君
國務大臣	中村 裕之君
國務大臣	西銘恒三郎君

厚生労働委員

辞任

補欠

岡本 三成君	大久保三代君	木内 均君
岡本 細田 健一君	三ツ林裕巳君	木内 均君
岡本 三成君	山下 貴司君	青山 周平君
岡本 三成君	細田 健一君	大見 正君
岡本 三成君	岡本 三成君	大見 正君
岡本 三成君	三ツ林裕巳君	山下 貴司君
岡本 三成君	大久保三代君	青山 周平君
岡本 三成君	大久保三代君	大見 正君
岡本 三成君	大久保三代君	山下 貴司君
岡本 三成君	大久保三代君	山下 貴司君

農林水産委員

辞任

補欠

岩永 裕貴君	小田原 潔君	白石 徹君	井野 俊郎君
岩永 裕貴君	瀬戸 隆一君	瀬戸 隆一君	宮崎 謙介君
岩永 裕貴君	山田 賢司君	山田 賢司君	宮崎 謙介君
岩永 裕貴君	小田原 潔君	白石 徹君	宮崎 謙介君
岩永 裕貴君	柚木 道義君	柚木 道義君	勝沼 栄明君
岩永 裕貴君	遠藤 敬君	遠藤 敬君	中谷 真一君
岩永 裕貴君	池田 佳隆君	池田 佳隆君	中川 郁子君
岩永 裕貴君	池田 佳隆君	池田 佳隆君	中川 郁子君
岩永 裕貴君	八木 哲也君	八木 哲也君	武部 新君
岩永 裕貴君	中村 裕之君	中村 裕之君	高木 宏壽君
岩永 裕貴君	國場幸之助君	國場幸之助君	門山 宏哲君
岩永 裕貴君	中村 裕之君	中村 裕之君	吉川 越君
岩永 裕貴君	西銘恒三郎君	西銘恒三郎君	井野 俊郎君
岩永 裕貴君	高木 宏壽君	高木 宏壽君	宮川 典子君
岩永 裕貴君	中谷 真一君	中谷 真一君	小熊 慎司君
岩永 裕貴君	吉川 越君	吉川 越君	吉川 越君
岩永 裕貴君	井野 俊郎君	井野 俊郎君	中川 郁子君
岩永 裕貴君	和生君	和生君	和生君
岩永 裕貴君	鈴木 義弘君	鈴木 義弘君	鈴木 義弘君
岩永 裕貴君	榮明君	榮明君	榮明君

平成二十六年四月十七日 衆議院会議録第十九号

議長の報告

## 環境委員

辞任

赤枝 恒雄君

六見 陽一君

岩田 和親君

大久保三代君

浮島 智子君

中島 克仁君

神山 佐市君

武村 中谷

佐藤 利昭君

木内 均君

武村 展英君

中谷 真一君

佐藤 英道君

大熊 利昭君

大野敬太郎君

赤枝 恒雄君

木内 均君

六見 陽一君

岩田 和親君

大久保三代君

浮島 智子君

中島 克仁君

神山 佐市君

武村 中谷

佐藤 利昭君

木内 均君

武村 展英君

中谷 真一君

佐藤 利昭君

木内 均君

武村 展英君

中島 克仁君

神山 佐市君

武村 中谷

佐藤 利昭君

木内 均君

武村 展英君

## 法務委員

辞任

門 田嶋

林原 由佳君

要君 博文君

大島 敦君

松田 学君

門 田嶋

大島 敦君

松田 学君

中谷 真一君

大島 敦君

松田 学君

## 経済産業委員

辞任

石崎 徹君

三ツ林裕巳君

泉 健太君

津島 淳君

細田 健一君

福田 達夫君

山下 貴司君

## 国土交通委員

辞任

寺島 義幸君

西岡 新君

山下 貴司君

井上 貴博君

橋本 岳君

山下 貴司君

井上 貴博君

辞任

寺島 義幸君

西岡 新君

山下 貴司君

橋本 岳君

山下 貴司君

井上 貴博君

橋本 岳君

辞任

寺島 義幸君

西岡 新君

山下 貴司君

橋本 岳君

山下 貴司君

井上 貴博君

橋本 岳君

辞任

寺島 義幸君

西岡 新君

山下 貴司君

橋本 岳君

山下 貴司君

井上 貴博君

橋本 岳君

辞任

寺島 義幸君

西岡 新君

山下 貴司君

橋本 岳君

山下 貴司君

井上 貴博君

橋本 岳君

辞任

寺島 義幸君

西岡 新君

山下 貴司君

橋本 岳君

山下 貴司君

井上 貴博君

橋本 岳君

辞任

寺島 義幸君

西岡 新君

山下 貴司君

橋本 岳君

山下 貴司君

井上 貴博君

橋本 岳君

辞任

寺島 義幸君

西岡 新君

山下 貴司君

橋本 岳君

山下 貴司君

井上 貴博君

橋本 岳君

辞任

寺島 義幸君

西岡 新君

山下 貴司君

橋本 岳君

山下 貴司君

井上 貴博君

橋本 岳君

辞任

寺島 義幸君

西岡 新君

山下 貴司君

橋本 岳君

山下 貴司君

井上 貴博君

橋本 岳君

辞任

寺島 義幸君

西岡 新君

山下 貴司君

橋本 岳君

山下 貴司君

井上 貴博君

橋本 岳君

辞任

寺島 義幸君

西岡 新君

山下 貴司君

橋本 岳君

山下 貴司君

井上 貴博君

橋本 岳君

辞任

寺島 義幸君

西岡 新君

山下 貴司君

橋本 岳君

山下 貴司君

井上 貴博君

橋本 岳君

辞任

寺島 義幸君

西岡 新君

山下 貴司君

橋本 岳君

山下 貴司君

井上 貴博君

橋本 岳君

辞任

寺島 義幸君

西岡 新君

山下 貴司君

橋本 岳君

山下 貴司君

井上 貴博君

橋本 岳君

辞任

寺島 義幸君

西岡 新君

山下 貴司君

橋本 岳君

山下 貴司君

井上 貴博君

橋本 岳君

辞任

寺島 義幸君

西岡 新君

山下 貴司君

橋本 岳君

山下 貴司君

井上 貴博君

橋本 岳君

辞任

寺島 義幸君

西岡 新君

山下 貴司君

橋本 岳君

山下 貴司君

井上 貴博君

橋本 岳君

辞任

寺島 義幸君

西岡 新君

山下 貴司君

橋本 岳君

山下 貴司君

井上 貴博君

橋本 岳君

辞任

寺島 義幸君

西岡 新君

山下 貴司君

橋本 岳君

山下 貴司君

井上 貴博君

橋本 岳君

辞任

寺島 義幸君

西岡 新君

山下 貴司君

橋本 岳君

山下 貴司君

井上 貴博君

橋本 岳君

辞任

寺島 義幸君

西岡 新君

山下 貴司君

橋本 岳君

山下 貴司君

井上 貴博君

橋本 岳君

辞任

寺島 義幸君

西岡 新君

山下 貴司君

橋本 岳君

山下 貴司君

井上 貴博君

橋本 岳君

辞任

寺島 義幸君

西岡 新君

山下 貴司君

橋本 岳君

山下 貴司君

井上 貴博君

橋本 岳君

辞任

寺島 義幸君

西岡 新君

山下 貴司君

橋本 岳君

山下 貴司君

井上 貴博君

官報 (号外)

<table border="1"> <tr> <td>大岡 敏孝君</td><td>鬼木 誠君</td></tr> <tr> <td>菅野さちこ君</td><td>宮崎 謙介君</td></tr> <tr> <td>佐々木 紀君</td><td>武井 俊輔君</td></tr> <tr> <td>藤井比早之君</td><td>比嘉奈津美君</td></tr> <tr> <td>井出 康生君</td><td>井坂 信彦君</td></tr> <tr> <td colspan="2">東日本大震災復興特別委員会</td></tr> <tr> <td colspan="2">一、昨十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</td></tr> <tr> <td colspan="2">東日本大震災復興特別委員会 辞任</td></tr> <tr> <td colspan="2">大久保三代君 佐々木 紀君 中野 洋昌君 青山 周平君 熊田 裕通君 樋口 尚也君</td></tr> <tr> <td colspan="2">熊田 裕通君 周平君 尚也君 紀君 洋昌君</td></tr> <tr> <td colspan="2">補欠</td></tr> <tr> <td colspan="2">大久保三代君 佐々木 紀君 中野 洋昌君 青山 周平君 熊田 裕通君 樋口 尚也君</td></tr> <tr> <td colspan="2">内閣委員会 付託</td></tr> </table>		大岡 敏孝君	鬼木 誠君	菅野さちこ君	宮崎 謙介君	佐々木 紀君	武井 俊輔君	藤井比早之君	比嘉奈津美君	井出 康生君	井坂 信彦君	東日本大震災復興特別委員会		一、昨十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		東日本大震災復興特別委員会 辞任		大久保三代君 佐々木 紀君 中野 洋昌君 青山 周平君 熊田 裕通君 樋口 尚也君		熊田 裕通君 周平君 尚也君 紀君 洋昌君		補欠		大久保三代君 佐々木 紀君 中野 洋昌君 青山 周平君 熊田 裕通君 樋口 尚也君		内閣委員会 付託	
大岡 敏孝君	鬼木 誠君																										
菅野さちこ君	宮崎 謙介君																										
佐々木 紀君	武井 俊輔君																										
藤井比早之君	比嘉奈津美君																										
井出 康生君	井坂 信彦君																										
東日本大震災復興特別委員会																											
一、昨十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。																											
東日本大震災復興特別委員会 辞任																											
大久保三代君 佐々木 紀君 中野 洋昌君 青山 周平君 熊田 裕通君 樋口 尚也君																											
熊田 裕通君 周平君 尚也君 紀君 洋昌君																											
補欠																											
大久保三代君 佐々木 紀君 中野 洋昌君 青山 周平君 熊田 裕通君 樋口 尚也君																											
内閣委員会 付託																											
<p>(議案提出)</p> <p>一、去る十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。</p> <p>独立行政法人通則法の一部を改正する法律案 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案</p> <p>一、昨十六日、委員長から提出した議案は次のとおりである。</p> <p>東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案(東日本大震災復興特別委員長提出)</p> <p>(議案付託)</p> <p>一、去る十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。</p> <p>地方教育行政の組織による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(笠浩史君外三名提出 衆法第一六号)</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(笠浩史君外二名提出 第百八十三回国会衆 法第四五号)</p> <p>一、昨十六日、議員からの申し出により次の議案は委員会において撤回を許可した。</p> <p>東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案(畠浩治君外四名提出)</p>																											
<p>(号外)</p> <p>(議案提出)</p> <p>一、去る十五日、内閣から提出した次のとおりである。</p> <p>独立行政法人通則法の一部を改正する法律案 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案</p> <p>一、昨十六日、委員長から提出した議案は次のとおりである。</p> <p>東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案(東日本大震災復興特別委員長提出)</p> <p>(議案付託)</p> <p>一、去る十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。</p> <p>地方教育行政の組織による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(笠浩史君外三名提出 衆法第一六号)</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(笠浩史君外二名提出 第百八十三回国会衆 法第四五号)</p> <p>一、昨十六日、議員からの申し出により次の議案は委員会において撤回を許可した。</p> <p>東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案(畠浩治君外四名提出)</p>																											
<p>(議案送付)</p> <p>一、昨十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。</p> <p>東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案(東日本大震災復興特別委員長提出)</p> <p>(議案通知書受領)</p> <p>一、昨十六日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。</p> <p>放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案</p> <p>電波法の一部を改正する法律案</p> <p>次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るために次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案</p> <p>短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案</p> <p>(議案撤回)</p> <p>一、去る十五日、次の議案は委員会において撤回を許可した。</p> <p>教育委員会制度を廃止する等のための地方自治法等の一部を改正する法律案(中田宏君外四名提出、第百八十三回国会衆 法第二五号)</p> <p>地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(笠浩史君外二名提出 第百八十三回国会衆 法第四五号)</p> <p>一、昨十六日、議員からの申し出により次の議案は委員会において撤回を許可した。</p> <p>東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案(畠浩治君外四名提出)</p>																											
<p>(質問書提出)</p> <p>一、去る十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。</p> <p>安倍総理に対するハーゲル米国防長官による表敬における安倍総理の発言に関する質問主意書(大熊利昭君提出)</p> <p>河野談話に対する安倍晋三内閣の見解に関する第三回質問主意書(鈴木貴子君提出)</p> <p>一、昨十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。</p> <p>エネルギー基本計画に関する質問主意書(菅直人君提出)</p> <p>一九七二年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約に対する第一次・第二次安倍内閣の認識等に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)</p> <p>いわゆる袴田事件に関する再質問主意書(鈴木貴子君提出)</p>																											
<p>(答弁書受領)</p> <p>東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案(長島忠美君外七名提出)</p> <p>(議案撤回通知)</p> <p>一、昨十六日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。</p> <p>教育委員会制度を廃止する等のための地方自治法等の一部を改正する法律案(中田宏君外四名提出、第百八十三回国会衆 法第二五号)</p> <p>地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(笠浩史君外二名提出、第百八十三回国会衆 法第四五号)</p> <p>一、昨十六日、内閣から次の答弁書を受領した。</p> <p>衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる袴田事件に関する質問に対する答弁書</p> <p>送還の際に急死した件に関する再質問に対する答弁書</p> <p>昭和四十一年に静岡県で発生した強盗殺人放火事件で犯人とされ、死刑が確定した元プロボクサーの袴田巖氏は、冤罪を訴え、再審請求を行つてきた。その袴田氏に対し、本年三月二十七日、静岡地方裁判所は、死刑および拘置の執行停止と再審開始を決定した。右を踏まえ、質問する。</p> <p>一、袴田氏は四十八年もの間身柄を拘束され続けてきたが、今回袴田事件の再審が決定したことでの身柄が釈放された。右に対する政府の見解如何。</p> <p>昭和四十一年に静岡県で発生した強盗殺人放火事件で犯人とされ、死刑が確定した元プロボクサーの袴田巖氏は、冤罪を訴え、再審請求を行つてきた。その袴田氏に対し、本年三月二十七日、静岡地方裁判所は、死刑および拘置の執行停止と再審開始を決定した。右を踏まえ、質問する。</p> <p>一、袴田氏は四十八年もの間身柄を拘束され続けてきたが、今回袴田事件の再審が決定したことでの身柄が釈放された。右に対する政府の見解如何。</p> <p>昭和四十一年に静岡県で発生した強盗殺人放火事件で犯人とされ、死刑が確定した元プロボクサーの袴田巖氏は、冤罪を訴え、再審請求を行つてきた。その袴田氏に対し、本年三月二十七日、静岡地方裁判所は、死刑および拘置の執行停止と再審開始を決定した。右を踏まえ、質問する。</p> <p>一、袴田氏は四十八年もの間身柄を拘束され続けてきたが、今回袴田事件の再審が決定したことでの身柄が釈放された。右に対する政府の見解如何。</p>																											





定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項又は第二項に規定する行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第一百三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十五条、第六十七条又は第九十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第八十八条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行為をした者

三 第八十八条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行為をした者

四 第八十二条を第百二十七条とし、第八十一条を第百二十六条とし、第八十条を第百二十五条とする。

五 第八十二条を第百二十七条とし、第八十一条を第百二十六条とし、第八十条を第百二十五条とする。

六 第八十二条を第百二十七条とし、第八十一条を第百二十六条とし、第八十条を第百二十五条とする。

七 第八十二条を第百二十七条とし、第八十一条を第百二十六条とし、第八十条を第百二十五条とする。

八 第八十二条を第百二十七条とし、第八十一条を第百二十六条とし、第八十条を第百二十五条とする。

九 第八十二条を第百二十七条とし、第八十一条を第百二十六条とし、第八十条を第百二十五条とする。

十 第八十二条を第百二十七条とし、第八十一条を第百二十六条とし、第八十条を第百二十五条とする。

十一 第八十二条を第百二十七条とし、第八十一条を第百二十六条とし、第八十条を第百二十五条とする。

十二 第八十二条を第百二十七条とし、第八十一条を第百二十六条とし、第八十条を第百二十五条とする。

十三 第八十二条を第百二十七条とし、第八十一条を第百二十六条とし、第八十条を第百二十五条とする。

十四 第八十二条を第百二十七条とし、第八十一条を第百二十六条とし、第八十条を第百二十五条とする。

十五 第八十二条を第百二十七条とし、第八十一条を第百二十六条とし、第八十条を第百二十五条とする。

十六 第八十二条を第百二十七条とし、第八十一条を第百二十六条とし、第八十条を第百二十五条とする。

十七 第八十二条を第百二十七条とし、第八十一条を第百二十六条とし、第八十条を第百二十五条とする。

同条を第百二十二条とする。

第七十六条第一項及び第二項中「第七十四条各号」を「第一百十九条各号」に改め、同条第三項中「第七十三条第一項」を「第一百八条第一項」に改め、同条を第百二十一一条とし、第七十五条を第百二十条とする。

第七十四条第一号を次のように改める。

第七十七条第一項中「都市開発事業者に對し、當該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。」

一次に掲げる事業を施行する民間事業者に對し、當該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

イ 第四十六条第一項の土地の区域における都市開発事業であつて都市再生基本方針に基づいて行われるもの

ロ 立地適正化計画に記載された居住誘導区域内における都市開発事業であつて住宅の整備に関するもの

ハ 立地適正化計画に記載された誘導施設又は當該誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設の整備に関する事業

二 立地適正化計画に記載された跡地等管理区域内における跡地等の管理に関する事業

（立地適正化計画）

第八十一条 市町村は、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であつて、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。以下同じ。）の立地の適正化を図るために必要な事項（立地適正化計画）という。）を作成することができる。

2 立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

一 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針

二 都市の居住者の居住を誘導すべき区域（以下「居住誘導区域」という。）及び居住環境の向上、公共交通の確保その他の当該居住誘導区域に都市の居住者の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項

八 第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画の区域における都市の再生に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

九 第七十三条の見出し及び同条第一項中「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に改め、同条を第百十八条とする。

第五章第七節の節名を削る。

第七十二条の九を第八十条とし、同条の次に次の二章及び章名を加える。

第六章 立地適正化計画に係る特別の措置

（立地適正化計画の作成等）

七 跡地等管理協定に基づき跡地等の管理を行うこと。

八 第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画の区域における都市の再生に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

九 第七十三条の見出し及び同条第一項中「都市機能増進施設（以下「誘導施設」という。）並びに必要な土地の確保、費用の補助その他の当該都市機能誘導区域に当該誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項（次号に掲げるものを除く。）

四 都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な次に掲げる事業等に関する事項

イ 誘導施設の整備に関する事業

ロ イに掲げる事業の施行に関連して必要なとなる公共公益施設の整備に関する事業

ハ イ又はロに掲げる事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事務又は事業

五 第二号若しくは第三号の施策又は前号の事業等の推進に関連して必要な事項

六 前各号に掲げるもののほか、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るために必要な事項

三 前項第四号に掲げる事項には、市町村が実施する事業等に係るものと記載するほか、必要に応じ、当該市町村以外の者が実施する事業等に係るものと記載することができる。

4 市町村は、立地適正化計画に当該市町村以

外の者が実施する事業等に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならぬ。

5 第二項第五号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 都市機能誘導区域内の区域であつて、歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための駐車場の配置の適正化を図るべき区域（以下「駐車場配置適正化区域」という。）

二 前号の区域における路外駐車場（駐車場法（昭和三十二年法律第二百六号）第二条第二号に規定する路外駐車場をいう。第二百六条第一項において同じ。）の配置及び規模の基準（同条において「路外駐車場配置等基準」という。）に関する事項

三 第一号の区域における駐車施設（駐車場法第二十条第一項に規定する駐車施設をいう。以下この号において同じ。）の機能を集約するために整備する駐車施設（第二百七条において「集約駐車施設」という。）の位置及び規模に関する事項

6 市町村は、立地適正化計画に前項各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県公安委員会に協議しなければならない。

7 市町村は、立地適正化計画に第五項第三号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事（駐車場法第二十条第一項若しくは第二項又は第二十条の二第一項の規定に基づき条例を定めている都道府県の知事に限る。）に協議しなければならない。

8 第二項第五号に掲げる事項には、居住誘導区域外の区域のうち、住宅が相当数存在し、

跡地（建築物の敷地であつた土地で現に建築物が存しないものをいう。以下この項において同じ。）の面積が現に増加しつつある区域で、良好な生活環境の確保及び美観風致の維持のために当該区域内の跡地及び跡地に存する樹木（以下「跡地等」という。）の適正な管理が必要となると認められる区域（以下「跡地等管理区域」という。）並びに当該跡地等管理区域における跡地等の適正な管理を図るために指針（第二百十一条において「跡地等管理指針」という。）に関する事項を記載することができる。

9 立地適正化計画は、議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画法第六条の一の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即するとともに、同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

10 立地適正化計画は、都市の防災に関する機能の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

11 第二項第二号の居住誘導区域は、立地適正化計画の区域における人口、土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して、良好な居住環境が確保され、公共投資その他の行政運営が効率的に行われるよう定めるものとし、都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域（以下「市街化調整区域」といふ。）、建築基準法第三十九条第一項に規定する災害危険区域（同条第二項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されているものに限る。）その他政令で定める区域については定めないものとする。

12 第二項第二号の都市機能誘導区域及び誘導

施設は、立地適正化計画の区域における人口、土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な都市機能増進施設の立てが必要な区域に誘導することにより、住宅の立地の適正化が効果的に図られるよう定めるものとする。

13 市町村は、立地適正化計画の作成に当たつては、第二項第二号及び第三号の施策並びに同項第四号の事業等において市町村の所有する土地又は建築物が有効に活用されることとなるよう努めるものとする。

14 市町村は、立地適正化計画を作成しようとするとときは、あらかじめ、公聴会の開催その他住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、都道府県都市計画審議会。第八十四条において同じ。）の意見を聽かなければならない。

15 市町村は、立地適正化計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に立地適正化計画の写しを送付しなければならない。

16 第二項から前項までの規定は、立地適正化計画の変更（第十四項の規定については、国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（都市計画法の特例）

第十八十二条 前条第二項第一号に掲げる事項が記載された立地適正化計画が同条第十五項（同条第十六項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該事項は、都市計画法第十八条の二第一項の規定により定められた市町村の都市計画に関する基本的な方針の一部とみなす。

（都市再生整備計画に係る交付金の特例）

第八十三条 市町村は、国土交通省令で定めるところにより、第八十一条第二項第四号に掲げる事項（第四十六条第一項の土地の区域における同条第二項第一号又は第三号に掲げる事業等であつて当該市町村又は特定非営利活動法人等が実施するものに係るものに限る。）を記載した立地適正化計画を国土交通大臣に提出することができる。

2 前項の規定により立地適正化計画が提出されたときは、第四十七条第一項の規定による都市再生整備計画の提出があつたものとみなして、同条第二項から第四項まで及び第四十八条から第五十条までの規定を適用する。この場合において、第四十七条第二項中「事業等の実施」とあるのは、「第八十三条第一項に規定する事業等の実施（特定非営利活動法人等が実施する同項に規定する事業等に要する費用の一部の負担を含む。）」とする。

3 市町村都市計画審議会は、必要に応じ、市町村に対し、立地適正化計画の進捗状況について報告を求めることができる。

4 市町村都市計画審議会は、第二項又は前項



発行為を除く。」とあるのは「都市再生特別措置法第九十条に規定する特定開発行為」と、「次の各号」とあるのは「第十号又は第十二号から第十四号まで」と、同法第四十三条第一項中「第二十九条第一項第二号若しくは第三号に規定する建築物以外の建築物を新築し、又は第一種特定工作物を新設しては」とあるのは「都市再生特別措置法第九十条に規定する建築物以外の建築物を新築する戸数未満の住宅を除く。以下この項において「住宅等」というを新築しては」と、「同項第二号若しくは第三号に規定する建築物以外の建築物」とあるのは「住宅等」と、同条第二項中「第三十四条とあるのは「都市再生特別措置法第九十条の規定により読み替えて適用する第三十四条」とするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

**第九十一条 特定開発行為について**は、居住調整地域を市街化調整区域とみなして、土地区画整理事業法第九条第二項、第二十一条第二項及び第五十一条の九第二項の規定を適用する。この場合において、これらの規定中「土地区画整理事業」とあるのは「土地区画整理事業（施行区域の土地について施行するものを除く。）」と、「同法第四条第十二項に規定する開発行為が同法第三十四条各号」とあるのは「都市再生特別措置法第九十条に規定する特定開発行為が同条の規定により読み替えて適用する都市計画法第三十四条第十号又は第十二条から第十四号まで」とする。

**第九十二条 特定開発行為及び特定建築等行為について**は、居住調整地域を市街化調整区域とみなして、大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第十三条规定から第十二項までの規定を適用する。

**第十項から第十一項までの規定を適用する。**この場合において、同条第十項中「開発行為

（同法第四条第十二項に規定する開発行為をいう。）とあるのは「都市再生特別措置法第九十条に規定する特定開発行為」と、「同法第一項に規定する指定都市、同法第二百五十二条第一項に規定する中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項に規定する特例市以外の市町村が居住調整地域に関する都市計画を定めたときは、当該市町村の長は、当該市町村の区域内において、都道府県知事に代わって都市計画法第三章第一節の規定に基づく事務（以下「開発許可関係事務」という。）を処理することができる。この場合においては、当該規定中都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として当該市町村長に適用があるものとする。

**第九十三条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項に規定する特例市以外の市町村が居住調整地域に関する都市計画を定めたときは、当該市町村の長は、当該市町村の区域内において、都道府県知事に代わって都市計画法第三章第一節の規定に基づく事務（以下「開発許可関係事務」という。）を処理することができる。この場合においては、当該規定中都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として当該市町村長に適用があるものとする。**

（同法第四条第十二項に規定する開発行為をいう。）とあるのは「都市再生特別措置法第九十条に規定する特定開発行為」と、「同法第一項に規定する指定都市、同法第二百五十二条第一項に規定する中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項に規定する特例市以外の市町村が居住調整地域に関する都市計画法第三章第一節の規定に基づく事務（以下「開発許可関係事務」という。）を処理することができる。この場合においては、当該規定中都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として当該市町村長に適用があるものとする。

**第九十五条 立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内における都市開発事業（当該区域に係る誘導施設又は当該誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設を有する建築物の整備に関するものに限る。）を施行する都市開発事業を施行する土地であつて、当該都市開発事業を施行する土地（水面を含む。）の区域（以下「誘導事業区域」という。）の面積が政令で定める規模以上のものに規定する指定都市等とみなす。この場合において、同法第七十八条第一項中「置く」とあらざることはできるとする。**

**第九十四条 前条第一項の規定により開発許可関係事務を処理する市町村長は、幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四条）第十条の七第二項、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。以下「地域歴史的風致法」という。）第二十八条第二項並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号。以下「地域資源活用促進法」という。）第二十条第二項及び第四十二条第五条第八項、第十四条第二項及び第四十二条第二項の規定によりその長が開発許可を認定を申請することができる。**

**第九十五条 立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内における都市開発事業（当該区域に係る誘導施設又は当該誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設を有する建築物の整備に関するものに限る。）を施行する都市開発事業を施行する土地であつて、当該都市開発事業を施行する土地（水面を含む。）の区域（以下「誘導事業区域」という。）の面積が政令で定める規模以上のものに規定する指定都市等とみなす。この場合において、同法第七十八条第一項中「置く」とあらざることはできるとする。**

**第九十六条 第二項の規定により開発許可関係事務を処理する市町村は、幹線道路の沿道の整備に関する法律第十条の二第四項及び第十条の七第一項並びに大規模災害からの復興に関する法律第十三条第九項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する指定都市等と、地域歴史的風致法第五条第四項の規定の適用については同項に規定する指定都市とみなす。**

**第九十七条 第二項の規定により開発許可関係事務を処理する市町村は、その処理を開始する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。**

**第九十八条 第二項の規定により開発許可関係事務を処理する市町村は、都市計画法第三条第六項、第三十四条第十一号及び第十二号**



る場合を含む。以下この号において同じ。)」と、「同項」とあるのは「第十一条第一項」と、同条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条(都市再生特別措置法第百三十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

3 民間都市機構は、第一項第一号に掲げる業務を行う場合においては、国土交通省令で定める基準に従つて行わなければならない。(民間都市開発法の特例)

第四百四条 民間都市開発法第四条第一項第一号に規定する特定民間都市開発事業であつて認定誘導施設を有する建築物の整備に関するものに限る。)であるものについての同号の規定の適用については、同号中「とう」とあるのは、「という。)並びに都市再生特別措置法第三百三十三条第一項第一号の政令で定める公益的施設」とする。

## 第二款 土地区画整理法の特例

第五百五条 立地適正化計画に記載された土地区画整理事業の施行者(土地区画整理法第二条第三項に規定する施行者をいう。以下この条において同じ。)は、同法第八十六条第一項の換地計画(以下この条において「換地計画」という。)の内容について同法第二条第四項に規定する施行区内の土地又は物件に関し権利を有する者(施行者が土地区画整理組合である場合にあつては、参加組合員を含む。)の全ての同意を得たときは、同法第八十九条の規定によらないで、換地計画において換地を定めることができる。この場合においては、同法第八十八条第二項から第七項までの規定は、適用しない。

第三款 駐車場法の特例等  
(特定路外駐車場の設置の届出等)

第一百六条 立地適正化計画に記載された路外駐車場の設置の届出等

の区域内に限る。)内における同条第一項及び第二項並びに同法第二十条の二第一項の規定の適用については、同法第二十条第一項中「近隣商業地域内に」とあるのは「近隣商業地域内の駐車場配置適正化区域(都市再生特別措置法第八十一条第五項第一号に規定する駐車場配置適正化区域をいう。以下同じ。)の区域内に」と、同項及び同条第二項並びに同法第二十条の二第一項中「建築物又は」とあるのは「建築物若しくは」と、同法第二十条第一項中「旨を」とあるのは「旨、その建築物若しくはその建築物の敷地内若しくは集約駐車施設(同項第三号に規定する集約駐車施設をいふ。以下同じ。)内に駐車施設を設けなければならない旨又は集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨を」と、「駐車場整備に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。」とあるのは、「駐車場整備に係る行為に着手する日の三十日前まで届出があった場合において、当該届出に係る事項が路外駐車場配置等基準に適合せず、歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のため必要があると認めるときは、当該届出を行った者に対して、必要な勧告をすることができる。」る。

4 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(駐車場法の特例)

第五百七条 立地適正化計画に記載された集約駐車施設の位置及び規模に関する事項に係る駐車場配置適正化区域(駐車場法第二十条第一項の地区若しくは地域又は同条第二項の地区内)における誘導施設を有する建築物の建築の用に供する目的で行う

車場配置等基準に関する事項に係る駐車場配置適正化区域内において、路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が当該駐車場配置適正化区域内の土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して市町村の条例で定める規模以上のもの(以下この項において「特定路外駐車場」という。)を設置しようとする者は、当該特定路外駐車場の設置に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、当該特定路外駐車場の位置、規模その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

3 市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る事項が路外駐車場配置等基準に適合せず、歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のため必要があると認めるときは、当該届出を行った者に対して、必要な勧告をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(駐車場法の特例)

第五百七条 立地適正化計画に記載された集約駐車施設の位置及び規模に関する事項に係る駐車場配置適正化区域(駐車場法第二十条第一項の地区若しくは地域又は同条第二項の地区内)における誘導施設を有する建築物の建築の用に供する目的で行う

開発行為又は当該誘導施設を有する建築物を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して当該誘導施設を有する建築物とする行為を行おうとする者(当該誘導施設の立地を誘導するものとして当該立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内においてこれらの行為を行おうとする者を除く。)は、これらの行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにおいて、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

四 その他市町村の条例で定める行為

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

3 市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る事項が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に關し、誘導施設の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができる。

第五百八条 立地適正化計画の区域内において、当該立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物の建築の用に供する目的で行う

4 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、当該誘導施設に係る都市機能誘導区域内の土地の取得についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### 第五款 特定用途誘導地区

第一百九条 立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域のうち、当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を有する建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域(都市計画法

第八条第一項第一号に規定する用途地域(同じ号に掲げる工業専用地域を除く。)が定められている区域に限る。)については、都市計画に、特定用途誘導地区を定めることができ

2 特定用途誘導地区に関する都市計画には、都市計画法第八条第三項第一号及び第三号に掲げる事項のほか、建築物等の誘導すべき用途、その全部又は一部を当該用途に供する建築物の容積率の最高限度及び建築物の高さの最高限度(当該地区における市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。)を定めるものとする。

#### (跡地等の管理に関する市町村の援助等)

第一百十条 第八十二条第八項の規定により立地適正化計画に跡地等の管理に関する事項が記載されているときは、

市町村は、当該跡地等の管理指針に即し、当該跡地等の管理区域内の跡地等の所有者又は使用者を目的とする権利(一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。)を有する者(以下「所有者等」という。)に対し、当該跡地等の適正な管理を行うために必要な情

報の提供、指導、助言その他の援助を行うものとする。

2 市町村長は、立地適正化計画に記載された跡地等管理区域内の跡地等の所有者等が当該跡地等管理指針に即した跡地等の管理を行わないため、当該跡地等の周辺の生活環境及び美観風致が著しく損なわれていると認めると指針に即した跡地等の管理を行いうよう勧告することができる。

#### (跡地等管理協定の締結等)

第一百十一条 市町村又は都市再生推進法人等(第一百八十二条第一項の規定により指定された都市再生推進法人、都市緑地法昭和四十八年法律第七十二号)第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構(第一百五十五条第一項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「緑地管理機構」という。)又は景観法第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構(第一百六十六条第一項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「景観整備機構」という。)を以て、下この項において「緑地管理機構」といふことは、同法第六十九条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

3 跡地等管理協定の内容は、次に掲げる基準

のいずれにも適合するものでなければならぬ。2 跡地等管理協定については、協定跡地等の所有者等の全員の合意がなければならない。3 跡地等管理協定については、協定跡地等の所有者等の全員の合意がなければならない。

4 第百一十二条第一項に規定する事項に適合するものであることを。  
一 協定跡地等の利用を不当に制限するものでないこと。  
二 第一項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであることを。

4 都市再生推進法人等が跡地等管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。

#### (跡地等管理協定の認可)

第一百十二条 市町村長は、前条第四項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 跡地等管理協定の内容が、前条第三項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

#### (跡地等管理協定の変更)

第一百二十三条 第百十二条第二項から第四項まで及び前条の規定は、跡地等管理協定において定めた事項を変更しようとする場合について

2 前項の場合においては、都市緑地法第七十条中「又は二(1)」とあるのは、「若しくは二(1)又は都市再生特別措置法第一百五十五条第一項第一号」とする。

#### (景観整備機構の業務の特例)

第一百六十六条 景観法第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構は、同法第九十一条各号に掲げる業務のほか、跡地等管理協定に基づく跡地等の管理を行うことができ

る。

2 前項の場合においては、景観法第九十五条第一項及び第二項中「掲げる業務」とあるの

協定に基づき管理する樹木又は樹木の集團で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び都市再生特別措置法第一百十一条第一項に規定する都市再生推進法人等(以下「都市再生推進法人等」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は都市再生推進法人等」という。)」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「都市再生推進法人等」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は都市再生推進法人等」とする。

。



表第三の四の項において同じ。)に改め、同条第八項中「供する建築物」の下に「(特定用途誘導地区内の建築物であつて、その一部を当該特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するものを除く。)」を加える。

第五十七条の二第三項第一号中「第五号」の下に「及び第六号」を加える。

第六十条第三項中「まで」の下に「及び第六十一条第三項」を加える。

第三章第四節の二の節名中「都市再生特別地区」の下に及び特定用途誘導地区」を加える。

第六十条の二第五項中「及び第五十八条」を「第五十八条及び次条第一項」に改め、第三章第四節の二中同条の次に次の二条を加える。

(特定用途誘導地区)

第六十条の三 特定用途誘導地区内においては、建築物の高さは、特定用途誘導地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならない。ただし、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。

2 特定用途誘導地区内においては、地方公共団体は、その地区的指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限を緩和することができる。

3 第四十四条第二項の規定は、第一項ただし書の規定による許可をする場合に準用する。第八十六条の七第一項中「第六十条の二第一項若しくは第二項」の下に「第六十条の三第一項」を加える。

第八十七条第二項中「第五十条まで」の下に

「第六十条の三第二項」を加える。

第八十八条第二項中「第六十条の二第三項」の下に「第六十条の三第二項」を加える。

第一百一条第一項第三号中「第六十条の二第一項若しくは第二項」の下に「第六十条の三第一項」を加える。

(都市計画法の一部改正)

第三条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第四号の二中「都市再生特別地区」の下に「同法第八十九条の規定による居住調整地域又は同法第九条第一項の規定による特定用途誘導地区」を加え、同条第四項中「都市再生特別地区」の下に「特定用途誘導地区」を加える。

第十一条第一項第十二号中「第二条第九号」を「第二条第八号」に改める。

第十五条第一項第四号中「同項第九号」を「同項第四号の一に掲げる地区にあつては都市再生特別措置法第三十六条第一項の規定による都市再生特別措置法第百七十七条第一項の規定により組織された市町村都市再生協議会とみなす。

第四条 この法律の施行の際現に旧都市再生特別措置法第四十六条の二第一項の規定により組織されている市町村都市再生整備協議会は、新都市再生特別措置法第百七十七条第一項の規定により組織された市町村都市再生協議会とみなす。

第四条 この法律の施行の際現に旧都市再生特別措置法第七十三条第一項の規定により指定されている都市再生整備推進法人は、新都市再生特別措置法第百八十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人とみなす。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(調整規定)

第三十三条第一項第一号イ中「特定用途制限地域」の下に「特定用途誘導地区」を加え、「若しくは第四十九条の二」を「第四十九条の二若しくは第六十条の三第二項」に改め、同条第八項中「市街地再開発促進区域」を「居住調整地域又は市街地再開発促進区域」に改める。

第七十三条第五号中「第一百三十九条の二」を「第一百三十九条の四」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(都市再生特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の都市再生特別措置法(以下「新都市再生特別措置法」という。)第十四条の規定により都市再生基本方針が定められるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の都市再生特別措置法(以下「旧都市再生特別措置法」という。)第十四条の規定により定められている都市再生基本方針は、新都市再生特別措置法第十四条の規定により定められた都市再生基本方針とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に旧都市再生特別措置法第四十六条の二第一項の規定により組織されている市町村都市再生整備協議会は、新都市再生特別措置法第百七十七条第一項の規定により組織された市町村都市再生協議会とみなす。

第四条 この法律の施行の際現に旧都市再生特別措置法第七十三条第一項の規定により指定されている都市再生整備推進法人は、新都市再生特別措置法第百八十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人とみなす。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

第八条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第六項中「第七十三条第一項」を「第一百八十二条第一項」に、「都市再生整備推進法人」に、「第七十四条第三号」を「第一百十九条第三号」に改める。

(環境影響評価法の一部改正)

第九条 環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項及び第四十二条第三項中「第八十一条」を「第一百二十六条」に改める。

(理由)

第六条 この法律の施行の日が中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第一号)の施行の日前である場合には、第一条のうち都市再生特別措置法第七十二条の九を第八十条とし、同条の次に二章及び章名を加える改正規定(同法第百七十七条第一項第四号に係る部分に限る。)中「第六十一条第一項」とあるのは、「第五十二条第一項」とす

2 前項の場合において、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律附則第十五条のうち都市再生特別措置法第四十六条の二第一項第四号の改正規定中「第四十六条の二第一項」とあるのは、「第一百七十七条第一項第四号」とする。

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、住宅及び医療施設、福祉施設、商業施設その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るため、都市の居住者の居住及びこれらの施設の立地を一定の区域に誘導するための市町村による立地適正化計画の作成について定めるとともに、立地適正化計画に記載された居住に関する誘導すべき施設についての容積率及び用途規制の緩和等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 都市再生特別措置法の一部改正

(一) 市町村は、都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設、医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であつて、都市機能の増進に著しく寄与するものの立地の適正化を図るために、立地適正化計画を作成すること。

(二) 立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に關する基本的な方針、居住誘導区域、都市機能誘導区域(都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域)等の事項を定めること。

(三) 居住誘導区域において一定規模以上の住宅及び医療施設、福祉施設、商業施設その他の居住に関連する施設の立地の適正化を行ふために必要な都市計画又は景観計画についての提案をすることができる。

(四) 居住誘導区域外における一定規模以上の住宅等の建築等を事前届出・勧告の対象とするとともに、必要に応じて、一定規模以

上の住宅等の建築等を開発許可の対象とする居住調整地域を都市計画に定めることができる。

(五) 都市機能誘導区域内に誘導すべき施設等を整備する民間事業者による都市開発事業のに要する費用の一部について、民間都市開発推進機構が出資等の支援を行うことができること。

(六) 都市機能誘導区域外における誘導すべき施設の建築等を事前届出・勧告の対象とすことができる。

(七) 都市機能誘導区域内に誘導すべき施設を誘導する必要がある区域については、特定用途誘導地区を都市計画に定めることができる。

2 特定用途誘導地区内に誘導すべき施設の容積率及び用途の制限を緩和することができる。

3 都市計画法の一部改正

居住調整地域及び特定用途誘導地区に関する都市計画は、市町村が定めること。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

5 議案の可決理由

この法律は、公私に於ける人口減少や高齢化の進展など、我が国の都市を取り巻く環境が厳しさを増している状況に鑑み、本法に基づく立地適正化計画が適切に活用され、地方都市におけるコンパクトシティの形成や中心市街地の活性化が円滑に進められるよう、地方公共団体と連携して他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るために、都市の居住者の居住及びこれらの施設の立地を一定の区域に誘導するための市町村による立地適正化計画の作成について定めるとともに、立地適正化計画に記載された居住に関連する誘導すべき施設についての容積率及び用途規

制の緩和等の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成二十六年度一般会計予算において、都市機能立地支援事業等に係る経費四十八億円及びへの金融支援に係る経費五十五億円が計上される。

二十四億円の中に所要の経費が計上されている。

右報告する。

平成二十六年四月十五日

衆議院議長 伊吹 文明殿

〔別紙〕  
都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 地方都市における人口減少や高齢化の進展など、我が国の都市を取り巻く環境が厳しさを増していく状況に鑑み、本法に基づく立地適正化計画が適切に活用され、地方都市におけるコンパクトシティ化に資する形で設定されている市町村における事業に限ること。また、居住調整地域を設定している場合には他と比べて要望により沿つた支援を講じること。

二 立地適正化計画の作成に当たつては、居住誘導区域外の住民が著しい不利益を被ることのないよう居住誘導区域外の住民の生活環境についても十分配慮するとともに、都市機能誘導区域や誘導施設についても、医療施設、福祉施設等の利用者の利便を考慮し、関係者との十分な調整を図った上でその指定がなされるよう、地方公共団体に対し助言を行うこと。

三 居住誘導区域外における、本法第八十八条の届出を要する開発行為に対しても、ディスイン

した市街化区域の段階的な縮小方策について検討を行うとともに、都市計画道路や下水道事業などについても、見直しや事業区域の縮小方策等について、地方公共団体に対し助言を行うこと。また、過疎地域や離島地域における多自然と。また、過疎地域や離島地域における多自然

生活圏や安定定住ゾーンの形成方策等についても、見直しや事業区域の縮小方策等について、地方公共団体に対し助言を行うこと。

四 地方公共団体の厳しい財政状況に鑑み、医療施設、福祉施設などの誘導施設の立地等に対して、社会資本整備総合交付金等の活用により最大限の支援を行うとともに、集落の中心地域における「小さな拠点」についてもその整備に向けた支援を行うこと。また、地方公共団体の人材の確保及び育成に関し必要な支援を行うこと。

五 都市機能誘導区域における事業に国が支援措置を講じるかどうかを検討するに際しては、支援対象を少なくとも居住誘導区域が実質的にコンパクトシティ化に資する形で設定されている市町村における事業に限ること。また、居住調整地域を設定している場合には他と比べて要望により沿つた支援を講じること。

六 立地適正化計画の作成に当たつては、居住誘導区域外の住民が著しい不利益を被ることのないよう居住誘導区域外の住民の生活環境についても十分配慮するとともに、都市機能誘導区域や誘導施設についても、医療施設、福祉施設等の利用者の利便を考慮し、関係者との十分な調整を図った上でその指定がなされるよう、地方公共団体に対し助言を行うこと。

七 居住誘導区域外における、本法第八十八条の届出を要する開発行為に対しても、ディスイン

平成二十六年四月十七日 衆議院会議録第十九号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

一八

センティイ等のあり方についても検討する」と。

八 都市機能や居住の立地適正化による都市の再構築には、地域公共交通ネットワークの整備や中心市街地の活性化が不可欠であることを踏まえ、立地適正化計画の作成に当たっては、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部を改正する法律案に基づく地域公共交通網形成計画や、「中心市街地の活性化に関する法律」の一部を改正する法律案に基づく基本計画との連携と調和が十分に図られるよう、地方公共団体に対し助言を行うこと。また、立地適正化計画等と「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素まちづくり計画についても、相互に適切な連携が図られるよう地方公共団体に対し助言を行うこと。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

平成二十六年一月十二日  
内閣総理大臣 安倍 晋三

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律  
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。  
目次中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に、「第二十条」を「第二十二条」に、「第五節 乗継円滑化事業(第二十一条)第五節の二 鉄道事業再構築事業(第二十五条)」を「第五節 鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業、旅客鉄道事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び国内一般旅客定期航路事業をいう。以下同じ。)に係る路線若しくは航路又は営業区域の編成の変更、他の種類の旅客運送事業(旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業、旅客鉄道事業、一般乗合旅客自動車運送事業、道路運送法による

道事業再構築事業(第二十三条・第二十五条)」に、「第七節 雑則(第二十八条・第二十九条)」を「第七節 雑則(第二十八条・第二十九条)」に、「第四十三条・第四十四条」を「第四十三条・第四十五条」に改める。

第一条中「低減を図る」の下に「ための基盤となる地域における公共交通網(以下「地域公共交通網」という。)の形成の促進の」を加え、「かんがみ、市町村による地域公共交通網総合連携計画」を「鑑み、交通政策基本法(平成二十五年法律第九十ニ号)の基本理念にのつとり、地方公共団体による地域公共交通網形成計画」に改め、「により」の下に「持続可能な地域公共交通網の形成に資するよう」を加え、「総合的、一体的かつ効率的に」を削る。

第二条第五号中「乗継円滑化事業」を削り、

「及び鉄道再生事業」を「鉄道再生事業及び地域公共交通再編事業」に改め、同条第九号を削り、同条第九号の二中「かんがみ」を「鑑み」に、「市町村」を「地方公共団体」に改め、同条第十号中「市町村」を「地方公共団体」に削る。

十一 地域公共交通再編事業 地域公共交通を再編するための事業であつて、地方公共団体の支援を受けつつ、特定旅客運送事業(旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び国内一般旅客定期航路事業をいう。以下同じ。)に係る路線若しくは航路又は営業区域の編成の変更、他の種類の旅客運送事業(旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業、旅客鉄道事業、一般乗合旅客自動車運送事業、道路運送法による

一般乗用旅客自動車運送事業及び国内一般旅客定期航路事業等をいう。第二十七条の二第三項において同じ。)への転換、自家用有償旅客運送(同法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送をいう。以下同じ。)による代替、異なる公共交通事業者等の間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行計画の改善、共通乗車船券(二以上の運送事業者(第二号以外において同じ。)が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行する証票であつて、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該各運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるものをいう。第二十七条の八第一項において同じ。)の発行その他他の国土交通省令で定めるものを行う事業をいう。

第三条第一項中「市町村」を「地方公共団体」に改め、「行う」の下に「持続可能な地域公共交通網の形成に資する」を加え、同条第二項中「が行う」の下に「持続可能な地域公共交通網の形成に資する」を加え、「行うよう」を「行うとともに、必要がある」と認めるときは、市町村と密接な連携を図りつつ主体制的に持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に取り組むよう」に改め、同条第三項中「主体制的に」の下に「持続可能な地域公共交通網の形成に資する」を加える。

第三章の章名及び同章第一節の節名を次のよう改める。

第三章 地域公共交通網形成計画の作成及び実施

第一節 地域公共交通網形成計画の作成

第五条の見出しを(地域公共交通網形成計画)に改め、同条第一項中「市町村は」を「地方公共団体は」に、「単独又は共同して」を「市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあつては当該都道府県の区域内の市町村と共同して」に改め、「について」の下に「持続可能な地域公共交通網の形成に資する」を加え、「総合的かつ一体的に」を削り、「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改め、同条第一項中「地域

とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二

項を加える。

3 基本方針は、交通の機能と都市機能とが相互に密接に関連することを踏まえ、地域公共交通の活性化及び再生が都市機能の増進に寄与することとなるよう配慮して定めるものとする。

4 基本方針は、交通政策基本法第十五条第一項に規定する交通政策基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

第四条第一項中「市町村」を「地方公共団体」に改め、「行う」の下に「持続可能な地域公共交通網の形成に資する」を加え、同条第二項中「が行う」の下に「持続可能な地域公共交通網の形成に資する」を加え、「行うよう」を「行うとともに、必要がある」と認めるときは、市町村と密接な連携を図りつつ主体制的に持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に取り組むよう」に改め、同条第三項中「主体制的に」の下に「持続可能な地域公共交通網の形成に資する」を加える。

二項の次に次の  
一項を加える。

3 地域公共交通網形成計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項を定めるよう努めるものとする。

第七条の見出しを「地域公共交通網形成計画」の  
「成等の提案」に改め、同条第一項中「市町村」を  
「地方公共団体」に、「地域公共交通総合連携計画」  
の「」を「地域公共交通網形成計画」に改め、同項  
第一号中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公  
共交通網形成計画」に改め、同条第二項中「市町  
村」を「地方公共団体」に、「地域公共交通総合連携  
計画」を「地域公共交通網形成計画」に改める。  
第八条第一項中「地域公共交通総合連携計画」を  
「地域公共交通網形成計画」に改め、同条第三項及  
び第五項中「市町村」を「地方公共団体」に改める。

第二十一条及び第二十二条削除  
第二十三条から第二十五条までを削る。  
第二十五条の二第一項中「地域公共交通総合  
構計画」を「地域公共交通網形成計画」に、「市  
村」を「地方公共団体」に改め、同条第二項第三  
項中「市町村」を「地方公共団体」に改め、第三章第  
節の二中同条を第二十三条とする。  
第二十五条の三第一項中「鉄道事業再構築実  
計画が」の下に「持続可能な地域公共交通網の形  
に資する」を加え、同条を第二十四条とし、第  
十五条の四を第二十五条とする。

第三章中第七節を第八節とし、第六節の次に次の  
一節を加える。

第七節 地域公共交通再編事業

(地域公共交通再編事業の実施)

第二十七条の二 地域公共交通網形成計画において、地域公共交通再編事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通網形成計画を作成した地方公共団体は、当該地域公共交通網形成計画に即して地域公共交通再編事業を実施するための計画(以下「地域公共交通再編実施計画」という。)を作成し、これに基づき、当該地

第二章第五節の二を同章第五節とする

第二十六条第一項中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に、「市町村」を「地方公共団体」に改め、同条第二項第三号中「市町村」を「地方公共団体」に改める。

第二十八条第一項中「市町村は、地域公共交通総合連携計画」を「地方公共団体は、地域公共交通

域公共交通再編事業を実施し又はその実施を促進するものとする。

2 地域公共交通再編実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 地域公共交通再編事業を実施する区域
- 二 地域公共交通再編事業の内容及び実施主体（次号に掲げるものを除く。）
- 三 地方公共団体による支援の内容
- 四 地域公共交通再編事業の実施予定期間
- 五 地域公共交通再編事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

6 前三項の規定は、地域公共交通再編実施計画の変更について準用する。

(地域公共交通再編実施計画の認定)  
第二十七条の三 地方公共団体は、国土交通大臣に対し、地域公共交通再編実施計画が持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、その地域公共交通再編実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

6 地域公共交通再編事業の効果

7 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通再編事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

3 地方公共交通再編実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、特定旅客運送事業者等（その全部又は一部の区間又は区域が当該地域公共交通再編事業を実施する区域内に存する路線若しくは航路又は営業区域に係る特定旅客運送事業を営む全ての者及びその全部又は一部の者に代わって当該特定旅客運送事業に係る路線若しくは航路又は営業区域において旅客運送事業を営もうとする者その他の国土交通省令で定める者をいう。次項において同じ。）の全ての同意を得なければならない。

4 地方公共団体は、地域公共交通再編実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する公共交通事業者等（特定旅客運送事業者等である者を除く）、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会の意見を聽かなければならない。

- 5 地方公共団体は、地域公共交通再編実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者及び
- 四 地域公共交通再編実施計画に定められた事業のうち、旅客鉄道事業に該当するものであつて、鉄道事業法第三条第一項の許可を受けなければならないものについては、当該事業を実施しようとする者が同法
- いなければならないものについては、当該事業を実施しようとする者が同法第六条各号のいずれにも該当しないこと。
- 五 地域公共交通再編実施計画に定められた事業のうち、旅客軌道事業に該当するものであつて、次のイからハまでに掲げる特許、認可又は許可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからハまでに定める基準に適合すること。
- 六 地域公共交通再編実施計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものであつて、次のイからハまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからハまでに定める基準に適合すること。
- 七 地域公共交通再編実施計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものであつて、次のイからニまでに掲げる基準
- 八 地域公共交通再編実施計画に定められた事業のうち、自家用有償旅客運送に該当するものであつて、道路運送法第七十九条の登録又は同法第七十九条の七第一項の変更登録を受けなければならないものについては、前項の規定による認定の申請が同法第七十九条の四第一項各号のいずれにも該当しないこと。
- 九 地域公共交通再編実施計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものであつて、次のイからニまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからニまでに定める基準に適合すること。
- 一〇 軌道法第十一条第一項の運賃及び料金の認可 同項の認可の基準
- ハ 軌道法第二十二条ノ二の許可 同条の許可の基準
- イ 軌道法第三条の特許 同条の特許の基準
- ロ 軌道法第十一条第一項の運賃及び料金の認可 同項の認可の基準
- ハ 軌道法第二十二条ノ二の許可 同条の許可の基準
- 六 地域公共交通再編実施計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものであつて、次のイからハまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからハまでに定める基準に適合すること。
- 七 地域公共交通再編実施計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものであつて、次のイからニまでに掲げる基準
- 八 海上運送法第八条第二項の認可 同条第四項の基準
- 九 海上運送法第三条第一項の許可 同条第四号（第三号を除く。ハにおいて同じ。）に掲げる基準
- 一〇 海上運送法第十一条第一項の認可 同条第二項において准用する同法第四条各号に掲げる基準
- イ 道路運送法第四条第一項の許可 同法第六条各号（第二号を除く。ハにおいて同じ。）に掲げる基準
- 六 条各号（第二号を除く。ハにおいて同じ。）に掲げる基準
- 七 海上運送法第十一條の二第二項の認可 同条第三項において准用する同法第四条第六号に掲げる基準
- 八 道路運送法第十五条第一項の認可 同条二項の基準
- 九 道路運送法第九条第一項の認可 同条第二項に掲げる基準
- 一〇 鉄道事業法第七条第一項の認可 同条第一項において准用する同法第五条第一項各号に掲げる基準
- 一一 鉄道事業法第七条第一項の認可 同条第一項に掲げる基準
- 一二 海上運送法第十一條の二第二項の認可 同条第三項において准用する同法第四条第六号に掲げる基準
- 一三 地域公共交通再編実施計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものであつて、海上運送法第三条第一項の許可を受けなければならないものについては、当該事業を実施しようとする者が同法
- 五条各号のいずれにも該当しないこと。

3	前項の認定をする場合において、鉄道事業法第十六条第一項の認可、軌道法第三条の特許、同法第十一一条第一項の運賃若しくは料金の認可、同法第二十二条ノ二の許可、道路運送法第九条第一項の認可又は海上運送法第八条第三項の認可を要するものについては、運輸審議会に諮るものとし、その他必要な手續は、政令で定める。
4	国土交通大臣は、第二項の認定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより関係する道路管理者に、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより関係する公安委員会に、それぞれ意見を聞くものとする。ただし、道路管理者の意見を聞く必要がないものとして国土交通省令で定める場合、又は公安委員会の意見を聞く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。

5	第二項の認定を受けた地方公共団体は、当該認定に係る地域公共交通再編実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならぬ。
6	第二項から第四項までの規定は、前項の認定について準用する。
7	国土交通大臣は、第二項の認定に係る地域公共交通再編実施計画(第五項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定地域公共交通再編実施計画」という。)が第二項各号のいずれかに適合しなかつたと認めるとき、又は認定地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業を実施すべき者が当該認定地域公共交通再編実施計画に従つて地域公共交通再編事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

8	第二項の認定及び第五項の変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。(鉄道事業法の特例)
9	第二十七条の四 地方公共団体がその地域公共交通再編実施計画について前条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。)の認定を受けたときは、当該地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業のうち、鉄道事業法第三条第一項の許可若しくは同法第七条第一項若しくは第十六条第一項の認可を受け、又は同法第九条第三項から第五項まで、第十五条第三項若しくは第四項、第十五条の二第一項、第十五条の三若しくは第三十八条第一項の認可若しくは第十六条第一項若しくは第十六条第三項若しくは第四項、第十七条、第二十八条第一項若しくは第二十八条の二第一項の規定による届出を受け、又は同法第七条第三項、第十六条第三項若しくは第四項、第十七条、第二十八条第一項若しくは第二十八条の二第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これららの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。
10	(軌道法の特例)
11	第二十七条の五 地方公共団体がその地域公共交通再編実施計画について第二十七条の三第二項の認定を受けたときは、当該地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業のうち、軌道法第三条の特許、同法第十一一条第一項の運賃若しくは料金の認可若しくは同法第二十二条ノ二の許可を受け、又は同法第十一一条第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これららの規定により特許、認可若しくは許可を受け、又は届出をしたものとみなす。
12	第二項から第四項までの規定は、前項の規定について準用する。

13	国土交通大臣は、第二項の認定に係る地域公共交通再編実施計画(第五項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定地域公共交通再編実施計画」という。)が第二項各号のいずれかに適合しなかつたと認めるとき、又は認定地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業を実施すべき者が当該認定地域公共交通再編実施計画に従つて地域公共交通再編事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
14	第二十七条の六 地方公共団体がその地域公共交通再編実施計画について第二十七条の三第二項の認定を受けたときは、当該地域公共交通再編事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に定められた地域公共交通再編事業を実施する区域内に存する路線又は営業区域に係る一般乗合旅客自動車運送事業(当該地域公共交通再編事業に係るものを除く。次項において同じ。)について、道路運送法第四条第一項の許可又は同法第十五条第一項の認可の申請があつた場合には、同法第四条第一項の許可の申請にあつては、當
15	該事業の内容が同法第六条各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該事業を実施しようとする者が同法第七条各号のいずれにも該当しないことのほか、同法第十五条第一項の認可の申請にあつては、当該事業の内容が同条第二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準に適合することのほか、当該事業の経営により、当該認定地域公共交通再編実施計画の維持が困難となるため、公衆の利便が著しく阻害されることとなるおそれがないかどうかを審査しなければならない。
16	国土交通大臣は、その全部又は一部の区間又は区域が認定地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業を実施する区域内に存する路線又は営業区域に係る一般乗合旅客自動車運送事業の経営により、当該認定地域公共交通再編実施計画の維持が困難となるため、公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業を営む者に対し、相当の期限を定めて、公衆の利便を確保するためやむを得ない限度において、当該事業の実施方法の変更を命ずることができる。
17	国土交通大臣は、一般乗合旅客自動車運送事業を営む者が前項の規定による命令に違反したときは、六月以内の期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは当該事業の停止を命じ、又は当該事業について道路運送法第四条第一項の許可を取り消すことができる。

## (海上運送法の特例)

官報(号外)

第二十七条の七 地方公共団体がその地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業の認定を受けたときは、当該地域公共交通再編事業に定められた地域公共交通再編事業のうち、海上運送法第三条第一項の許可若しくは同法第八条第三項、第十一条第一項若しくは第十二条の二第二項の認可を受け、又は同法第六条、第八条第一項、第十一条第三項、第十二条の一第一項若しくは第四項、第十五条、第十九条の五若しくは第二十条第二項若しくは第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合において、同法第十九条の五第一項又は第二十条第二項の規定による届出をしたものとみなされた事業については、これらの規定にかかわらず、第二十七条の三第二項の認定を受けた日から開始することができる。

## (共通乗車船券)

第二十七条の八 地方公共団体がその地域公共交通再編実施計画について第二十七条の三第二項の認定を受けた場合において、当該地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業として発行する共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引を行おうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、共同で、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることができる。

<sup>2</sup> 前項の規定による届出をした者は、鉄道事業法第十六条第三項後段、軌道法第十一条第二項、道路運送法第九条第三項後段又は海上運送法第八条第一項後段の規定により届出をしたも

のとみなす。

第三十条第一項中「新地域旅客運送事業計画が」の下に「持続可能な地域公共交通網の形成に資する」を加える。

第三十七条中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改める。

第三十九条第一項中「第三項から第五項まで」を「第五項から第七項まで」に改め、同条第二項中「第五条第七項及び第八項」を「第五条第八項及び第九項」に改める。

第四十四条中「前条」を「前二条」に、「同条の刑」を「各本条の罰金刑」に改め、同条を第四十五条とする。

第四十三条第一号中「第二十八条第四項」を「第二十七条の六第七項において準用する道路運送法第四十一条第一項又は第二十八条第四項」に改め、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十七条の六第七項において準用する道路運送法第四十一条第三項の規定に違反した者

第二十七条の六第七項において準用する道路運送法第四十一条第一項又は第二十八条第四項に改め、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 第二十七条の六第六項の規定による道路運送法第四十一条第三項の規定に違反した者

第二十七条の六第七項において準用する道路運送法第四十一条第一項又は第二十八条第四項に改め、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 第二十七条の六第六項において準用する道路運送法第四十一条第三項の規定に違反した者

第二十七条の六第七項において準用する道路運送法第四十一条第一項又は第二十八条第四項に改め、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 第二十七条の六第六項の規定による道路運送法第四十一条第三項の規定に違反した者

第二十七条の六第七項において準用する道路運送法第四十一条第一項又は第二十八条第四項に改め、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 第二十七条の六第六項の規定による道路運送法第四十一条第三項の規定に違反した者

第二十七条の六第七項において準用する道路運送法第四十一条第一項又は第二十八条第四項に改め、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 第二十七条の六第六項の規定による道路運送法第四十一条第三項の規定に違反した者

第二十七条の六第七項において準用する道路運送法第四十一条第一項又は第二十八条第四項に改め、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 第二十七条の六第六項の規定による道路運送法第四十一条第三項の規定に違反した者

正前の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(以下「旧法」という。)第九条第三項の認定(同条第六項の変更の認定を含む。)を受けた旧法第八条第一項に規定する軌道運送高度化実施計画、旧法第二十五条の三第二項の認定(同条第五項の変更の認定を含む。)を受けた旧法第二十五条の二第一項に規定する鉄道事業再構築実施計画及び旧法第三十条第三項の認定(同条第六項の変更の認定を含む。)を受けた同条第一項に規定する新地域旅客運送事業計画については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置・罰則に関する経過措置を含む。」は、政令で定める。

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 別表第一百二十五号 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第三条第一項(許可)の第一種鉄道事業、第二種鉄道事業若しくは第三種鉄道事業の許可又は軌道法

(大正十年法律第七十六号)第三条(事業の特許)の軌道事業の特許

二 別表第一百二十五号 道路運送法(昭和二十六年法律第一百八十三号)第四条第一項(一般旅客自動車運送事業の許可)の一般

旅客自動車運送事業の許可又は同法第十五条第一項(事業計画の変更)の事業計画の変更の認可

三 別表第一百二十五号の三 道路運送法

第七十九条(登録)の自家用有償旅客運送者の登録又は同法第七十九条の七第一項(変更登録等)の変更登録

四 別表第一百三十三号 海上運送法(昭和二十四年法律第一百八十七号)第三条第一項(一般旅客定期航路事業の許可)の一般旅

客定期航路事業の許可

生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第二十七条の二第一項(地域公共交通再編事業の実施)に規定する地域公共交通再編実施計画の同法第二十七条の三第二項(地域公共交通再編実施計画の認定)(同条第六項において準用する場合を含む。)の認定が次の各号に掲げる規定により当該各号に定める登記等とみなされる場合における同法第二十七条の二第三項の同意をした者については、当該地域公共交通再編実施計画に係る同法第二十七条の三第一項の規定による申請を当該同意をした者の当該登記等に係る規定により当該各号に定める登記等とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

第三項の同意をした者については、当該地域公共交通再編実施計画に係る同法第二十七条の三第一項の規定による申請を当該同意をした者の当該登記等に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

第五条 第二十七条の二第一項(地域公共交通再編事業の実施)に規定する地域公共交通再編実施計画の同法第二十七条の三第二項(地域公共交通再編事業の実施)に規定する地域公共交通再編実施計画の認定(同条第六項において準用する場合を含む。)の認定が次の各号に掲げる規定により当該各号に定める登記等とみなされる場合における同法第二十七条の二第三項の同意をした者については、当該地域公共交通再編実施計画に係る同法第二十七条の三第一項の規定による申請を当該同意をした者の当該登記等に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

第六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の四の次に次の二号を加える。

(認定が鉄道事業の許可等とみなされる場合の取扱い)

別表第一中「第三十四条の四」を「第三十四条の五」に改め、同表第百二十号中「(平成十九年法律第五十九号)第二十五条の四第一項(鉄道事業法の特例)」を「第二十五条第一項(鉄道事業法の特例)」、

第二十七条の四(鉄道事業法の特例)」に、「第二十五条の三第二項」を「第二十四条第二項」に改め、「による鉄道事業再構築実施計画の認定」の下に「同法第二十七条の三第二項(地域公共交通再編実施計画の認定)(同条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)」の規定による

地域公共交通再編実施計画の認定」を、「第二項(軌道法の特例)」の下に「第二十七条の五(軌道法の特例)」を、「による軌道運送高度化実施計画の認定」の下に「同法第二十七条の三第二項の規定による

地域公共交通再編実施計画の認定」を加え、同号(一)中「昭和六十一年法律第九十二号」を削り、同号(一)中「昭和二十六年法律第百八十三号」を削り、同表第百二十五号中「第十五条(道路運送法の特例)」の下に「第二十七条の六第一項(道路運送法の特例)」を、「による道路運送法の特例)」を、「による道路運送高度化実施計画の認定」の下に「同法第二十七条の三第二項(地域公共交通再編実施計画の認定)」を加え、「第二十三条第一項(道路運送法の特例)若しくは」及び「第二十二条第三項(乗継円滑化実施計画の認定)」(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による乗継円滑化実施計画の認定若しくは同法」を削り、同表第百二十五号の三中「百二十五

百二十五の三 自家用有償旅客運送者の登録

(注) 地域公共交通の活性化及び再生に関する

法律第二十七条の六第一項(道路運送法の特例)の規定により自家用有償旅客運送者の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における同法第二十七条の三第二項(地域公共交通再編実施計画の認定)(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による地域公共交通再編実施計画の認定は、当該登録又は変更登録とみなす。

に改め、同表第百三十三号中「第二十条(海上運送法の特例)」を、「による海上運送高度化実施計画の認定」の下に「同法第二十七条の三第二項(地域公共交通再編実施計画の認定)(同条第六項において準用する場合を含む。)」の規定による地域公共交通再編実施計画の認定を加え、同号(一)中「昭和二十四年法律第百八十七号」を削る。

(中心市街地の活性化に関する法律の一部改正)

第七条 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第五項中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改める。

### 理由

持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、市町

村等による地域公共交通網形成計画の作成、同計画に定められた地域公共交通再編事業を実施する

ための地域公共交通再編実施計画の作成、同計画が国土交通大臣の認定を受けた場合における同事

業の実施に関する道路運送法等の特例等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

#### 一 議案の目的及び要旨

本案は、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、市町村等による地域公共交通網形成計

画の作成、同計画に定められた地域公共交通再編事業を実施するための地域公共交通再編実施計画の作成、同計画が国土交通大臣の認定を受けた場合における同事業の実施に関する道路運送法等の特例等について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 この法律は、交通政策基本法の基本理念にのつとり、持続可能な地域公共交通網の形成に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 この法律の「地域公共交通再編事業」とは、地域公共交通を再編するための事業であつて、地方公共団体の支援を受けつつ、特定旅客運送事業(旅客鉄道事業、旅客軌道事業、

### 一般乗合旅客自動車運送事業及び国内一般旅

客定期航路事業)に係る路線等の編成の変更、他の種類の旅客運送事業への転換、自家用有償旅客運送による代替、異なる公共交通事業者等の間の旅客の乗継ぎを円滑に行うた

めの運行計画の改善、共通乗車船券の発行等を行う事業をいうこと。

3 国が策定する基本方針は、交通の機能と都市機能とが相互に関連するものであることを踏まえ、地域公共交通の活性化及び再生が都市機能の増進に寄与することとなるよ

う配慮して定めること。

4 市町村が作成することができる地域公共交通網形成計画については、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を図るために、当該計画の作成主体に都道府県を追加すること。

5 地域公共交通網形成計画において、地域公共交通再編事業に関する事項が定められたときは、計画を作成した地方公共団体は、あらかじめ、当該事業が行われる区域内の特定旅客運送事業者等の全ての同意を得て、当該事業を実施するための地域公共交通再編実施計画を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

6 認定を受けた地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業のうち、道路運送法等の許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならないものについては、当該許可若しくは認可を受け、又は届出をし

たものとみなすこと等の特例を設けること。

7 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。



とあるのは「防止し、又は東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に推進すること」と、同条第一項中「六月」とあるのは「一年」とする。  
第七十三条の三 前条に規定する復興整備事業の実施主体は、土地収用法第三十九条第一項(同法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む)の規定によつて収用委員会の裁決を申請しようとするときは、同法第四十条第一項(同法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む)の規定による却下の裁決をするよう努めるものとする。

(民法の特例)  
第六条以内に明渡裁決又は同法第四十七条(同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む)の規定による却下の裁決をするよう努めるものとする。

第七十三条の五 第七十三条の二に規定する復興整備事業についての土地収用法第一百二十三条规定(同法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む)の規定による却下の裁決をするよう努めるものとする。

(大規模災害からの復興に関する法律の一部改正)  
第十条第二項第四号ワ中「ヲ」を「ワ」に改め、同号中ワをカとし、トからヲまでをチからワまでとし、への次に次のように加える。

第十七条第二項第一項中「ヘ」を「ト」に、「同号ト」を「チ」に改め、「同号チ」に改め、同条第二項中「ト」を「チ」に改める。

(附則)  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
(経過措置)  
第十八条第一項において準用する場合を含む)の規定は、前項の規定により添付書類の一部を省略して裁決を申請した場合について準用する。

この場合において、同法第四十四条第二項中「前項」とあり、同法第四十五条第一項中「前条第一項」とあり、及び同法第四十五条の二中「第四十四条第一項」とあるのは、「東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第七十三条の三第一項」と読み替えるものとする。

第七十三条の四 収用委員会は、第七十三条の二に規定する復興整備事業について、土地収用法第四十七条の二第三項(同法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む)の規定による却下の裁決をするよう努める。

新法第七十三条の二(土地収用法第二百二十三条规定(同法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む)の規定による事業認定申請書を受理した復興整備事業については、適用しない。

新法第七十三条の二(土地収用法第二百二十三条规定(同法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む)の規定による事業認定申請書を受理した復興整備事業については、適用しない。

新法第七十三条の二(土地収用法第二百二十三条规定(同法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む)の規定による事業認定申請書を受理した復興整備事業については、適用しない。



3 委員長は、廃炉等技術委員会の会務を総理する。
4 廃炉等技術委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならぬ。(委員の任命)
第二十二条の五 委員は、原子力工学、土木工学その他の廃炉等を実施するために必要な技術に関する専門的な知識と経験を有する者のうちから、機構の理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

(議決の方法)
第二十二条の六 廃炉等技術委員会は、委員長又は第二十二条の四第四項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、委員及び同条第一項の規定により指名された者の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
2 廃炉等技術委員会の議事は、出席した委員及び第二十二条の四第一項の規定により指名された者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。
(準用)
第二十二条の七 第十八条、第十九条、第二十一条及び第二十二条の規定は、廃炉等技術委員会の委員について準用する。

第三十五条の二 機構は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発の内容及び成果、助言、指導及び勧告の内容その他の廃炉等に係る業務の実施の状況について主務大臣に報告しなければならない。
五 廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を図るための助言、指導及び勧告
六 廃炉等に関する情報の提供
(報告)
第三十五条の二 機構は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、廃炉等を実施するための助言、指導及び勧告の内容その他の廃炉等に関する研究及び開発の内容及び成果、助言、指導及び勧告の内容その他の廃炉等に係る業務の実施の状況について主務大臣に報告しなければならない。

第三十五条の二 機構は、廃炉等を実施するための助言、指導及び勧告の内容その他の廃炉等に関する研究及び開発の内容及び成果、助言、指導及び勧告の内容その他の廃炉等に係る業務の実施の状況について主務大臣に報告しなければならない。
2 主務大臣は、前項の報告を受けたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
(廃炉等技術研究開発業務実施方針)
第三十六条の二 機構は、廃炉等技術研究開発業務を経て、廃炉等を実施する原子力事業者の委託を受けて、当該原子力事業者に係る廃炉等の一部を実施することができる。

5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 前各項に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質によつて汚染された水の流出への対処)

第三条 国は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下この条において「原子力発電所」という。)の事故に起因する放射

性物質によつて汚染された水(以下この条において「放射性汚染水」という。)の原子力発電所からの流出を制御していくことが喫緊の課題であることに鑑み、当該流出の制御に関し、放射性汚染水に係る正確な情報が適時に提供され、かつ、廃炉等(新法第一条に規定する廃炉等をいう。)を実施するために必要な技術に関する国内外の知見が活用されることにより、国内外の不安が早期に解消されるよう、万全の措置を講ずるものとする。

(国立国会図書館法等の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中

原子力損害賠償支援機構

原子力損害賠償・支援機構法

(平成二十三年法律第九十四号)を

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法

支援機構法(平成二十三年法律第十九号)を

に改める。

一 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)別表第一

二 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第二百三十九号)別表

三 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表第一

四 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一

五 消費税法(昭和六十三年法律第二百八号)別表第三第一号の表

六 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第二百四十号)別表第一

七 独立行政法人等の保有する個人情報の保護

関する法律(平成二十五年法律第九十七号)第二条

(特別会計に関する法律の一部改正)

第六条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八十五条第七項中「原子力損害賠償支援機構法」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」に改め、同項第二号中「原子力損害賠償支援機構法」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に改める。

第八十八条第三項第二号ト及び第九十二条中「原子力損害賠償支援機構」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に改める。

二中「原子力損害賠償支援機構」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に改める。

#### 理由

原子力事業者による廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を図るため、原子力損害賠償支援機構を原子力損害賠償・廃炉等支援機構に改組し、その業務に廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発等の業務を追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

る法律案(内閣提出)に関する報告書

原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

#### 法律案の目的及び要旨

第一 議案の目的及び要旨

本案は、特定原子力施設の廃炉等を適正かつ着実に実施するため、原子力事業者による原子力損害の賠償のために必要な資金交付等の業務を実施している原子力損害賠償支援機構を改組し、賠償と廃炉に関する業務を総合的に行わせることとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の五第一項第五号

二 東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力

損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例にとおりである。

1 組織の名称を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に変更し、機構の目的に廃炉等の適

正かつ着実な実施を追加するとともに、事故炉の廃炉に関する重要な事項を審議するため、事故機構に「廃炉等技術委員会」を設置すること。

2 事故炉の廃炉に関する研究開発を着実に推進するため、機構の業務に廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発を追加すること。

3 事故炉の廃炉の状況・課題を把握し、技術的観点から適切な助言・指導等を行えるよう、機構の業務に廃炉等の適正かつ着実な実施の確保のための助言・指導・勧告を追加すること。

4 特別事業計画の記載事項に、事故炉の廃炉の実施状況や実施体制等に係る事項を追加するとともに、毎事業年度、機構が主務大臣に対して廃炉業務の報告を行い、それを主務大臣が公表するものとすること。

5 その他、機構の業務に廃炉業務を通じて得られた最新技術等の知識・情報を国内外へ提供する業務を追加する等の所要の規定を整備すること。

6 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、特定原子力施設の廃炉等を適正かつ着実に実施するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十六年四月十六日

衆議院議長 伊吹 文明殿 経済産業委員長 富田 茂之

〔別紙〕

原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、以下の点に留意すること。

一 原子力損害賠償支援機構法制定時に国会修正によって追加された、原子力損害の賠償に関する法律の改正等の抜本的な見直しをはじめとする必要な措置(附則第六条第一項)、及び、本法の施行状況を踏まえ講ずるものとされる必要な措置(附則第六条第二項)に係る検討条項に関し、制定時の附帯決議の趣旨に鑑み、早急に結論を得るよう更に検討を進めること。

二 福島第一原発事故発生後三年を経て、なお完了まで時間を要するとされる東京電力による被災者への損害賠償に関し、本年一月に認定された新・総合特別事業計画に従い、損害賠償の確実かつ迅速な実施を可能とするための万全の支援措置を講ずること。

三 平成二十五年十月の会計検査院報告を踏まえ、私募債を利用する東京電力の資金調達形態に関しては、利害関係者の責任の明確化の観点から、新・総合特別事業計画で示された方針に沿つて、可能な限り早期にこの形態によらないこととするよう指導・監督すること。また、将来の漏洩が相次ぎ、収束の兆しが見られない状況について、政府は、早急かつ確実に汚染水を封じ込む環境が達成できるよう、東京電力に対しても厳しく指導監督を行うとともに、国費を投じて実施する遮水壁の構築等の施策を迅速かつ確実に行うこと。

七 政府及び機構は、東京電力が自らの責任において福島第一原発の廃炉作業を確実に実施することができるよう、報告徵收権限等の行使を通じて作業の進捗状況及び作業員の作業環境に関して常に当たっては、東京電力による福島第一原発の廃炉作業の実施状況やそのための体制整備の在り方に関し、機構の運営委員会及び廃炉等技術委員会による適切かつ十分な検証・評価を踏まえて進めるものとすること。

四 機構による廃炉関係業務の実施に関し、学術的・技術的信頼性のみならず社会的な信頼性も確保されるよう、廃炉等技術委員会には、委員

への登用の検討を含め、国内の原子力関連業界等から独立性を保ち、かつ優れた実績を有する海外の研究者・技術者の積極的な参画を図ること。

一方、機構に設置される予定の廃炉部門の人員の採用に当たっては、国内の叡智を結集する観点から、広く政府系研究機関や原子力事業者、原発機器メーカー等の関連する専門人材を招聘し、我が国における廃炉に係る人材・技術の集約を図ること。

五 機構の業務に「廃炉等に関する情報の提供」が追加されることに伴い、機構は、廃炉関係業務の実施を通じて集積される技術及び知見が内外の原子炉の廃炉に際して積極的に活用されるための体制を整備すること。また、損害賠償支援業務に係るものも含め、その業務に關し内外に對してこれまで以上に適時適切な情報の公開を進めること。

六 福島第一原発において現在に至るまで汚染水の漏洩が相次ぎ、収束の兆しが見られない状況について、政府は、早急かつ確実に汚染水を封じ込む環境が達成できるよう、東京電力に対しても厳しく指導監督を行うとともに、国費を投じて実施する遮水壁の構築等の施策を迅速かつ確実に行うこと。

右  
平成二十六年二月二十五日  
内閣総理大臣 安倍晋三  
  
（趣旨）  
第一条 この法律は、日本国政府及びアメリカ合衆国政府が、日米査証免除制度(日本国が、アメリカ合衆国政府の発行する旅券を所持する同國の国民の一部について、本邦への上陸に際し、外國に駐在する日本国の大使、公使又は領事官の査証を必要としないこととする制度及びアメリカ合衆国が日本国民について実施している同様の制度をいう。第八条において同じ。)の下で安全な国際的な渡航を一層容易にしつつ、両国の国民の安全を強化するため、重大な犯罪を防止し、及び捜査することを目的として、相互に必要な指紋情報等を交換するための枠組みを定めた重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(以下「協定」という。)の実施に關し必要な事項を定めるものとする。

#### 法律

一 合衆国連絡部局 アメリカ合衆国政府が定第三条の規定により指定する国内連絡部局をいう。  
二 指紋情報 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)に記録された指紋をいう。  
三 特定指紋情報 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の規定により被疑者から採取された指紋に係る指紋情報をいう。  
四 照合用電子計算機 特定指紋情報及び次に掲げる事が記録されている警察庁長官の使用に係る電子計算機であつて、特定の者に係る指紋情報と特定指紋情報を照合してその者に係る指紋情報が当該電子計算機に記録されているか否か及び当該指紋情報が記録されている場合にあつては当該指紋情報に係る当該事項を確認することができる機能を有するものをいう。  
イ 当該特定指紋情報により識別される者の氏名、生年月日、出生地、性別、身長又は体重  
ロ 当該特定指紋情報により識別される者の刑法の处分の経歴  
ハ 当該特定指紋情報に係る指紋の採取がされた年月日その他の当該指紋の採取に関する事項

（合衆国連絡部局から照会を受けた場合の措置）  
第三条 警察庁長官は、合衆国連絡部局から、合衆国使用電子計算機に係る電子計算機を用いて、関係省庁と機構との十分な連携協力を図ること。  
（合衆国連絡部局から照会を受けた場合の措置）  
第三条 警察庁長官は、合衆国連絡部局から、同じくより電気通信回線を通じて照合用電子計算機に特定の者が識別されている旨の情報をと共に

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  
(定義)

て、協定第四条の規定による指紋情報に関する  
その者に係る指紋情報を送信する方法によつ  
て、照会を受けたときは、照合用電子計算機より電  
気通信回線を通じて合衆国使用電子計算機に送  
信する方法によつて、その者に係る指紋情報が  
照合用電子計算機に記録されており、かつ、そ  
の者が次の各号のいずれかに該当する者である  
か否かを回答するものとする。

方法によつて、協定第四条の規定による指紋情報が照合用電子計算機より電気通信回線を通じて合衆国使用電子計算機に送信する方法によつて、その者に係る指紋情報を照合用電子計算機に記録されているか否かを回答するものとする。  
(合衆国連絡部局から追加の情報の提供の要請を受けた場合の措置)

いて同意をするかどうかを決定し、その旨を合衆国連絡部局に通知するものとする。

(国家公安委員会規則への委任)

第六条 前三条に定めるもののほか、これらの規定の実施のための手続その他その施行に関する必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。  
(情報の適切な管理のための措置)

第七条 警察庁長官は、照合用電子計算機に記録

第二十三条第一項に次の一号を加える。  
九 重大な犯罪を防止し、及びこれと戦うための協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律(平成二十六年法律第 号)第一  
条第一号に規定する合衆国連絡部局との連絡に関すること。

第二十三条第二項中「第八号」を「第九号」に改める。

二 刑事上の手続による身体の拘束を受けたことのある成人(満二十歳以上の者をいう。次号において同じ。)であつて、当該身体の拘束を受けることとなつた事件について次のいづれかに該当するもの

されている旨(同条第一項の場合にあつては、その者に係る指紋情報が照合用電子計算機に記録されており、かつ、その者が同項各号のいづれかに該当する者である旨)を回答した場合において、合衆国連絡部局から、協定第五条1の規定によるその者に係る追加の情報の提供の要請を受けたときは、当該要請があつた時に現に

（外務大臣の措置）  
の防止その他これら的情報の適切な管理のために、照合用電子計算機に係るアクセス制御機能（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第三項に規定するアクセス制御機能をいう。）の高度化その他の必要な措置を講ずるものとする。

日本国政府及びアメリカ合衆国政府が、日米査証免除制度の下で安全な国際的な渡航を一層容易にしつつ、両国の国民の安全を強化するため、重大な犯罪を防止し、及び捜査することを目的として、相互に必要な指紋情報等を交換するための枠組みを定めた重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上で協力の強化に関する日本国政府とアメリカ

ハ 公証の提起又は公証を提起しない処分の  
いぢれをも受けていない者(刑事訴訟法第  
二百四一、二百四二、二百四三、二百四四)

条第四号イからハまでに掲げる事項に係るものに限る)であつて、当該要請の目的に照らして必要かつ適当であると認められるものを提供することができる。

全な国際的な渡航を一層容易にしつつ、両国の国民の安全を強化する上で協定が果たす役割を鑑み、協定の実施に関し、必要に応じ、アメリカ合衆国政府と協議するものとする。

特定の者に係る指紋情報が照合用電子計算機に記録されているか否か等について合衆国連絡部局から照会を受けた場合の措置等を定める必要があり、その実施に関し、アメリカ合衆国に入国した

法昭和二十二年法律第六十八号)第十八条、第十九条第一項、第二十三条第二項又は第二十四条第一項の決定を受けた者を除く。)

警察庁長官は前項の規定により合衆国連絡部局に対し情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、当該情報の利用に関する条件を定めるものとする。

(関係行政機関の協力)  
**第九条** 警察庁長官、法務大臣及び外務大臣は、  
協定の実施に關し、相互に協力するものとす  
る。

重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上で  
の協力の強化に関する日本国政府とアメリ  
カ合衆国政府との間の協定の実施に関する  
る。これが、この法律案を提出する理由である。

## ゆるもの

警察庁長官は、合衆国連絡部局から、合衆国使用電子計算機より電気通信回線を通じて照合用電子計算機に特定の者が識別されていない旨の情報と共にその者に係る指紋情報を送信する

第八条5(2)の規定による同意又は第三条の規定により回答し、若しくは前条の規定により提供了した情報の開示に係る協定第八条7の規定による同意を求められたときは、それらの内容について

2 1 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。  
（警察法の一部改正）  
警察法（昭和二十九年法律第二百六十二号）の一  
部を次のように改正する。

## 法律案(内閣提出)に関する報告書 議案の目的及び要旨

化するため、重大な犯罪を防止し、及び捜査することを目的として、相互に必要な指紋情報等を交換するための枠組みを定めた「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦うまでの協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」(以下「協定」という)を締結することに伴い、その実施に関し、アメリカ合衆国に入国した特定の者に係る指紋情報が照合用電子計算機に記録されているか否か等について合衆国連絡部局から照会を受けた場合の措置等を定めるもので、その主要内容は次のとおりである。

- 1 合衆国連絡部局から照会を受けた場合の措置  
警察庁長官は、合衆国連絡部局から、特定の者に係る指紋情報に関する照会を受けたときは、その者に係る指紋情報が照合用電子計算機に記録されているか否か等を自動的にオンラインで回答すること。
- 2 合衆国連絡部局から追加の情報の提供の要請を受けた場合の措置  
警察庁長官は、1の照会に対し、指紋情報が照合用電子計算機に記録されている旨を回答した場合において、合衆国連絡部局から、追加の情報の提供の要請を受けたときは、当該要請があつた時に現に照合用電子計算機に記録されている情報であつて、当該要請の目的に照らして必要かつ適当であると認められるものを提供することができる。
- 3 情報の適切な管理のための措置  
警察庁長官は、照合用電子計算機に記録された特定指紋情報等の漏えいの防止等のため、照合用電子計算機に係るアクセス制御機能の高度化その他の必要な措置を講ずるものとすること。

## 4 外務大臣の措置

外務大臣は、日米査証免除制度の下で安全な国際的な渡航を一層容易にしつつ、両国の国民の安全を強化する上で協定が果たす役割に鑑み、その実施に関し、必要に応じ、アメリカ合衆国政府と協議するものとすること。

## 5 その他所要の規定を整備すること。

6 この法律は、協定の効力発生の日から施行すること。

## 二 議案の可決理由

本案は、日本国政府及びアメリカ合衆国政府が、日米査証免除制度の下で安全な国際的な渡航を一層容易にしつつ、両国の国民の安全を強化するため、重大な犯罪を防止し、及び捜査することを目的として、相互に必要な指紋情報等を交換するための枠組みを定めた協定を締結することに伴い、その実施に関し、アメリカ合衆国に入国した特定の者に係る指紋情報が照合用電子計算機に記録されているか否か等について合衆国連絡部局から照会を受けた場合の措置等を定めるものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十六年四月十六日

内閣委員長 柴山 昌彦  
衆議院議長 伊吹 文明殿

官 報 (号 外)

平成二十六年四月十七日 衆議院會議錄第十九号

第明治三十五年三月三十日可認物便郵種三十一

発行所
二東京一〇五番地虎ノ門四四五丁目
独立行政法人國立印刷局
電話
03 (3587) 4294
定 價
本号一部 (本体 一一〇円)